

和寒町人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営等の状況の公表は、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区 分	平成26年度 職員数	採用者数	退職者数	平成27年度 職員数
一 般 職	104	10	7	107
技能労務職	0	0	0	0
合 計	104	10	7	107

(2) 職員の採用及び退職の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
	総 務	15	16	1	北海道へ派遣する職員を配置
	税 務	4	4		
	農 林 水 産	12	11	△ 1	定年退職不補充
	商 工	2	2		
	土 木	5	5		
	小 計	40	40		
福 祉 関 係	民 生	13	17	4	業務増、保育士の採用
	衛 生	11	12	1	業務増
	小 計	24	29	5	
一般行政部門計		64	69	5	
教 育		9	8	△ 1	法令の改正（教育長を除外）
小 計		9	8	△ 1	
公 営 企 業 会 計	病 院	23	22	△ 1	欠員不補充、栄養士の採用
	水 道	1	1		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	6	6		
	小 計	31	30	△ 1	
合 計		104	107	3	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

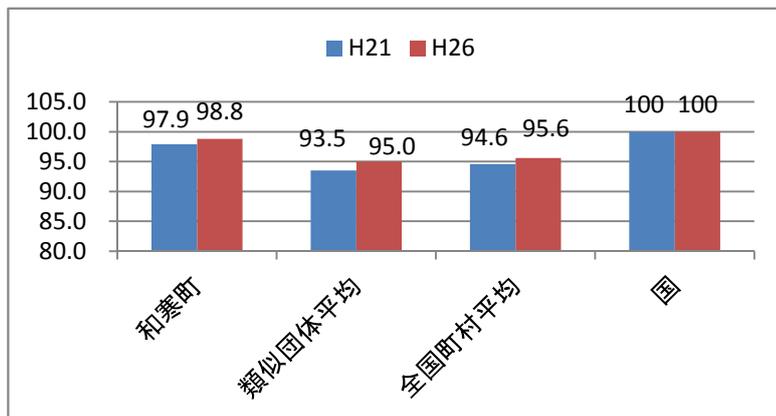
区 分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	3,650人	4,329,847千円	119,604千円	546,877千円	12.63%	11.72%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与			費 計（B）	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
27年度	77人	254,560千円	47,152千円	92,265千円	393,977千円	5,117千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

■一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和寒町	38.6歳	292,100円	342,998 円
			321,657 円
国	43.5歳	335,000円	408,472 円
類 似 団 体	41.6歳	303,591円	344,539 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国及び類似団体は平成26年4月1日現在

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		和寒町		国
		初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	186,200 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	150,500 円	142,100 円

- (注) 1 国の初任給は平成26年4月1日現在

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

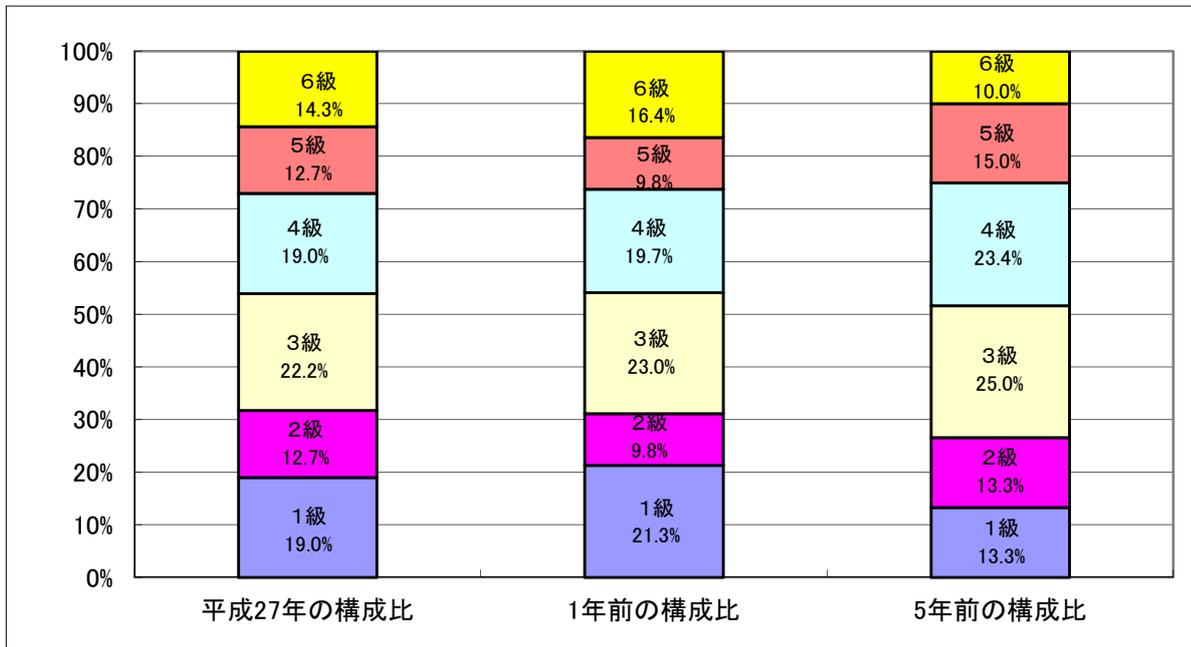
区 分	学 歴	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
		一般行政職	大 学 卒	274,000 円
	高 校 卒	223,600 円	277,500 円	311,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	12人	19.0%
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	12.7%
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、係長等の職務	14人	22.2%
4 級	困難な業務を処理する係長等の職務、課長補佐等の職務	12人	19.0%
5 級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務、課長等の職務	8人	12.7%
6 級	困難な業務を処理する課長等の職務	9人	14.3%

- (注) 1 和寒町の給与規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区		分	全職種	区		分	全職種
26年度	職員数		63人	25年度	職員数		61人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数		0人		普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数		0人
	比率 B/A		0%		比率 B/A		0%

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

和寒町		国	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.6 月分	勤勉手当 1.5 月分	期末手当 2.6 月分	勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

和寒町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

(3) 調整手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	死傷者を搬送する救急業務に従事した者	同左	1回 300円
待機手当	芳生苑に勤務する生活相談員及び看護師	同左	1日 1,500円
その他特殊勤務手当	町長が業務の性質上特に必要と認める者	同左	町長が別に定める

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	11,886 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	220 千円
支給実績(25年度決算)	10,418 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	193 千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 16～22歳までの扶養親族 月額 5,000円/人 加算	同		7,386千円	263,743円
住居手当	持ち家 月額6,000円 借家 家賃に応じて 月額限度額27,000円	異	持ち家手当 なし	6,243千円	99,103円
通勤手当	交通用具使用者は距離に応じて 月額 2,000円～31,600円	同		688千円	172,200円
管理職手当	管理職＝課長・課長補佐職 課長職月額 30,000円 課長補佐職月額 20,000円	異	職務の級別に定額を支給（抜粋） 4種6級 62,300円 4種5級 59,500円 5種5級 49,600円 5種4級 46,300円	5,640千円	313,333円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主131,900円 扶養親族のない世帯主72,900円 その他の職員51,700円	異	月額支給	6,591千円	91,517円

(注) 国の制度については平成26年4月1日現在

6 特別職の報酬等の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	710,000	円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副町長	594,000	円	820,000円 / 495,000円 647,000円 / 421,500円
報酬	議 長	246,000	円	310,000円 / 171,100円
	副 議 長	195,000	円	251,000円 / 119,000円
	議 員	170,000	円	230,000円 / 100,000円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)		※他自治体の一般的な例 4.10 月分
	副町長	4.05	月分	給料月額15%を基礎額に加算する制度あり
	議 長	(26年度支給割合)		※他自治体の一般的な例
	副 議 長	4.05	月分	4.10 月分
退職手当	町 長	(算定方式)		(支給時期)
	副町長	710,000円 × 5.126 × 在職年数		任期满后
		594,000円 × 3.234 × 在職年数		任期满后

※類似団体についての数値は平成26年4月1日現在

7 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

(平成27年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～ 13時00分	廃止	土曜・日曜

(2) 年次有給休暇の取得状況

(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数
3,555	878日	92	9.5

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

処 分 事 由	降任	免職	休職	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

9 職員のサービスの状況

(1) 職員の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事許可の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区 分	述べ人数
職務専念義務免除の人数	86人
営利企業等の従事許可の人数	0人

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

研修区分	受講者数	主な研修内容
北海道市町村職員研修センター	16人	指導能力・管理能力
上川町村会	23人	基礎・初級・法務応用・政策法務・講師
上川北部市町村合同研修	14人	接遇・法務基礎・政策形成・文書作成・ストレスマネジメント
北海道市町村職員共済組合	3人	退職準備型セミナー・若年層保健セミナー
その他	38人	戸籍・保健・介護・保育・広報等専門研修・まちづくり
職場内研修	124人	職員初任者研修・まちづくり

1 1 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

健康診断の種類	対象者数	受診者数
人間ドック	73人	70人
健康診断	37人	37人

(2) 公務災害補償の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

加入団体	災害件数	災害の概要
北海道地方公務員災害	0	

1 2 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

措置要求件数	措置要求の概要
0	

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

不服申立件数	不服申立の概要
0	

1 3 職員の福利厚生の状況

職員同交会は会員相互の親睦を図ると共に文化の高揚と資質の向上に努め、福利厚生のための事業を実施しており、会員（職員）の会費及び町の交付金などで運営されています。また、職員の保健や健康保持増進その他厚生に関する事業を北海道市町村職員福祉協会で行っています。

区 分	職員同交会	北海道市町村職員福祉協会
会 員 数	100名	88名
総事業費	2,549,257円	
公費支出額	297,000円	224,663円
一人当たり公費負担額	2,970円	2,553円
主な事業	<ul style="list-style-type: none">・会員相互の交流事業・研修助成事業・芸術鑑賞・体育活動助成事業・レクリエーション活動・ボランティア活動・慶弔見舞金の給付事業	<ul style="list-style-type: none">・医療給付事業（医療費・死亡弔慰金など）・福利厚生事業（指定宿泊施設利用助成、入院一時金、出産祝金など）・脳ドック健診助成 ※北海道市町村職員福祉協会の詳しい内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。 http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/